

神戸市職員組合（市職）及び神戸市従業員労働組合（市従）との交渉議事録

1. 日 時：令和6年2月26日（月） 17:45～17:50

2. 場 所：行財政局会議室（1号館 13階）

3. 出席者：

（市）行財政局給与課長、給与課係長3名、他1名

（組合）市職書記長、市従書記長、執行委員2名

4. 議 題：災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、また、このたびの令和6年能登半島地震にかかる被災地支援に対して、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する危険性や困難性を鑑み、特殊勤務手当を創設いたします。

「2. 内容」についてですが、

（1）「名称」については、災害応急対応等派遣手当とします。

（2）「対象職員」については、対象業務に従事した職員とします。ただし、災害発生地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員は除くこととします。

（3）「対象業務」については、本市以外の国内の災害発生地域に派遣されて行う災害応急対応又は災害復旧対応に係る業務とします。

（4）支給額は、日額1,000円とします。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において対象業務に従事した場合は、日額2,000円とします。

「3. 実施時期」についてですが、令和6年1月1日に遡及して適用いたします。

私からは以上です。

（組合） 対象業務について、被災地へ派遣をされて何らかの業務をすれば対象となるという理解で良いですか。

（市） 被災地に派遣されて従事した業務であれば、基本的に支給対象とする予定です。

（組合） 遡及支給となる分はいつ頃の支給となりますか。

（市） 条例改正が必要な事項であり、遡って支給する作業にも一定の期間を要することから、具体的な支給時期については未定であるが、条例改正後、速やかに支給できるよう作業を進めてまいります。

（組合） 特殊勤務手当の支給については、対象を増やすよう求めてきていたが、今回災害派遣に関する手当として支給対象が増えた。提案については持ち帰り協議します。